

懲戒処分の基準の一部改正について（提案）

1 提案理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が制定及び一部改正され、教育職員等が行うことを禁止する行為として「児童生徒性暴力等」が明確化されたこと等に伴い、職員の懲戒に関する条例別表に記載の児童生徒性暴力等に関する規定等を改正する。

2 対象職員

職員の懲戒に関する条例（以下「条例」という。）の適用を受ける職員

3 改正内容

【改正前】

項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類
30	<u>相手の意に反することを認識した上で、児童又は生徒に性的な言動をすること。</u>	戒告、減給又は停職

【改正後】

項	非違行為	標準的な懲戒処分の種類
新規	児童又は生徒に、わいせつの目的で、威迫、偽計、利益供与等の不当な手段を用いて面会要求し、若しくは面会要求して面会し、又は性的姿態等（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為等がされている人の姿。以下「性的姿態等」という。）の画像等を要求すること。	減給、停職又は免職
新規	児童又は生徒の性的姿態等を撮影し、又は性的姿態等の画像等を提供、保管、送信、記録を行うこと。	停職又は免職
改正 (改正前 30)	児童又は生徒に性的な言動（ <u>性的羞恥心</u> を害する言動であつて、 <u>心身に有害な影響を与えるもの</u> ）をすること。	戒告、減給又は停職

4 実施時期

公布の日（令和6年2月議会に条例改正案を提出予定）

5 協議期限

令和6年1月26日